

【被扶養者が海外に居住している場合の現況申立書】

- こちらの申立書は、被扶養者が「海外に居住している」場合に記入・提出が必要です。
- 該当被扶養者 1 名につき 1 枚の記入・提出が必要です。

記号	番号	枝番	被保険者氏名	被扶養者氏名

- 日本国内に住所を有する（住民基本台帳に住民登録されている）ことが、被扶養者の認定要件です。

住民基本台帳の登録（住民票）の無・有
いずれかに☑をお願いします。

☐ 無

☐ 有

別紙 1 ●添付書類一覧●（令和 7 年度被扶養者確認調書用）を確認のうえ
必要書類を添付してください。
※当組合にマイナンバーの登録がない場合は、後日マイナンバー登録届
もしくは住民票の提出依頼等ご案内いたします。

- 日本国内に住所を有していない（住民票を除票している）場合でも、外国に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等、日本国内に生活の基盤があると認められる人は、国内居住要件の例外として取扱います。

●例外該当事由に該当する場合は該当の☐にチェック☑のうえ、必要書類を添付してください。

例外該当事由	添付書類
☐ ①外国において留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
☐ ②外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する 居住証明書等の写し
☐ ③観光、保養又はボランティア活動その他就労 以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア の参加同意書等の写し
☐ ④被保険者が外国に赴任している間に当該被 保険者との身分関係が生じた者であって、②と 同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

【 注意事項 】

- ・書類等が外国語で作成された場合は、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。

●住民票が無く、例外該当事由のいずれにも該当しない場合は被扶養者から削除することになります。

調書の該当者氏名を赤字の二重線で抹消し、「備考」欄に削除日と理由を記入してください。

※削除対象者の資格確認書（被保険者証）をお持ちの場合は添付してください。